

令和7年第20回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年10月16日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年10月16日(木) 午前10時48分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山上 ますみ

(書記) 島田 直子 福徳 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第36号 渋谷区教育の情報化推進計画について

議案第37号 令和7年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象 令和6年度）について

報告

(1) 学校施設包括管理業務委託の導入について（学務課長）

[資料1：学校施設包括管理業務委託の導入について]

(2) 令和7年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について（学務課長）

[資料2：令和7年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について]

(3) 学校事故報告について（教育指導課長）

[資料3：令和7年度学校から報告のあった事故一覧 4月～9月]

その他

(1) 児童・生徒等表彰について（教育政策課長）

議事運営等

- 令和7年第20回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に平岩委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、10月8日実施のフィンランド児童・生徒派遣研修報告会についてである。8月15日から同月22日までの研修に参加した子供たちが、現地校の子供たちとの交流、探究フィールドワーク等について、堂々と発表を行った。次に、10月9日に中学校連合音楽会が行われ、その時に行っている活動や成果として、合唱や演奏を発表した。最後に、10月10日に中学校部活動生徒会交流会が行われた。今年度、部活動改革の議論を進めており、各中学校の部活動の担い手をユナイテッドコーチに順次移行しているが、将来的には地域スポーツクラブにしていくことについて、中学生たちにも意見を聞いた。8校の生徒会の生徒たちは、1時間という限られた時間でありながら、他校の生徒と、種目、活動時間、活動場所などについて、上手に話し合いができていたという印象を受けた。

◆議案第36号

渋谷区教育の情報化推進計画について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第36号「渋谷区教育の情報化推進計画について」説明する。本議案は、議案別紙、計画5ページに記載のとおり、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「ICTを活用した教育の質の向上と教育機会の均等化」を達成するために策定し、公表するため、この案を提出するものである。計画については、10月2日の定例会時に御協議いただき、前回の内容から変更はない。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第37号

令和7年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象 令和6年度）について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第37号「令和7年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(評価対象 令和6年度)について」説明する。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づくものとして、「渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」について決定し、議会に提出するとともに公表するため、この案を提出するものである。報告書については、9月18日の定例会時に御協議いただき、前回の内容から変更はない。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆報告1

学校施設包括管理業務委託の導入について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき学務課長が説明)

○学校施設包括管理業務委託の導入について説明する。まず、学校施設包括管理業務委託について、大きく3点記載している。学校施設の維持管理業務(清掃、保守点検、修繕等)を包括管理事業者に委託するもので、この包括管理事業者が全ての業務を実施するのではなく、包括管理事業者が各業務を一元的に管理し、区内事業者等へ発注する形となる。基本的には、包括管理事業者が、現在、区が契約している区内事業者等に業務を発注することとなるため、区内事業者等が担っている現在の業務が減少することではなく、あくまでも、業務の発注窓口が区から包括管理事業者へと変更になるというのが、学校施設包括管理業務委託の仕組みの概要である。下の図にある左側の現行の管理体制では、学務課が業務を各事業者へ個別に発注しているが、右側の包括管理業務委託導入後は、学務課が委託した包括管理事業者が一括で発注する形に変わるが、発注を受けた事業者が各学校を対応するという点については、現行と同様で変更はない。次に、導入目的である。学校施設は、教育活動の場であるとともに、地域の活動拠点や災害時の避難所としての役割も担う重要な公共施設である。老朽化が進む中、施設の安全性と機能性を確保するためには、予防保全を重視した計画的な管理が必要となっている。また、学校建て替えロードマップ見直しにより、既存校舎の使用期間の延伸が想定

されることから、老朽化等の状況に応じた適切かつ計画的な維持管理を図る必要があり、維持管理体制の強化も急務となっている。これらに対応するため、民間事業者の専門的なノウハウを活用し、保守・修繕業務の一部を施設管理の知見を有する包括管理事業者に委託することで、管理水準の向上を図り、教育環境の安定的な確保を目指すことを目的としている。次に、導入効果である。施設管理の知見を有する事業者に、学校施設の保守点検、清掃、修繕等の業務を一体的に委託するため、緊急時の迅速な初動対応と対応力の強化を図ることができる。併せて、専門知識を有する包括管理事業者が全校を包括的に見ることで、各学校に対する業務品質が平準化されるとともに、情報も一元化され、維持管理の質を向上させることができる。施設管理の知見を有する包括管理事業者が、学校施設の巡回点検などを通じて、故障や劣化を早期に発見・対応することで、施設の劣化の重症化や人的事故の発生リスクを低減することができ、長期的なコスト削減と安全性の向上が効果として期待できる。次に、委託予定の範囲である。対象施設は、包括管理を導入する令和9年度に建て替え中の神南小・広尾中・代々木中・松濤中の4校を除いた小中学校21施設、幼稚園・幼保一元化施設4施設、仮設校舎の青山キャンパスと西原キャンパスの2施設である。業務の範囲としては、(1)(2)に記載しているこれまで学務課が各事業者が発注していた清掃業務や各種設備の保守点検業務、200万円未満の修繕工事に加え、(3)に記載している巡回点検、軽易な補修等を業務範囲とする予定である。最後に、スケジュールである。7月に、区内事業者等との意見交換会を開催し、包括管理業務委託についての概要説明、また、質疑応答等を通して理解を図った。今後は、12月にプロポーザル公告、年度末までに包括管理事業者を選定し、来年度1年かけて包括管理事業者と事前準備を行い、令和9年4月からの開始を予定している。

—◇質疑応答

(加藤委員)

○新しい体制は、学校ごとに事業者が決まっているのか。

(学務課長)

○決まっていない。専門の各事業者が全校の管理を担当する可能性がある。

(大日方委員)

○合理的な仕組みだと感じる。他区の取組状況はどうか。

(学務課長)

○今年度より墨田区が区有施設全てで導入し、来年度から世田谷区が学校施設に限定して導入すると聞いている。

(平岩委員)

○3点質問する。1点目にどのような事業者を想定しているか。2点目に導入に当たって、どのくらいコスト増になるのか。3点目にデメリットはどのようなものが考えられるか。

(学務課長)

○1点目について、他の自治体を見ると、ビルメンテナンス事業者が契約をしているケースが多い。2点目のコストについては、現在使用している修繕のコストに加え、マネジメント業務が新たに発生するが、プロポーザル方式でしっかり価格を見定めていき、5,000万円から1億円の間のコスト増と見込んでいる。3点目のデメリットとして一般的に言われているのが、知識・知見が定着せず、教育委員会として知識不足に陥る可能性があることである。しかし、渋谷区では200万円以上の工事については引き続き教育委員会で取り扱うことでそのデメリットを回避し、包括管理事業者と密に連携を図り、進めていく。

(平岩委員)

○毎年のコストとしては大きいと思うので、包括管理事業者とのコミュニケーションを大切にしたい。

(田丸委員)

○質の担保という面において、研修や巡回を行うのは良い。開始前の研修が主だと思うが、開始後も研修を行うことを想定しているか。

(学務課長)

○開始後の研修会では、保守点検などの新しい考え方や設備などの情報について、包括管理事業者、教育委員会、区の施設整備部門とで共有を行う。年1、2回を想定している。

(教育委員会事務局次長)

○本区では初めて導入する委託方法である。2年以上かけて検討してきた。未来の学校プロジェクトの一環として注目されがちな建て替えだけでなく、既存の学校の維持管理についても、工期の延長が見込まれる中で、品質を担保していく必要がある。

—◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告 2

令和7年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料2に基づき学務課長が説明)

○令和7年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について報告する。この表彰は、昭和41年以降、毎年度、渋谷区学校保健会及び教育委員会の共催事業として、小・中学校と学校医、学校歯科医の協力により実施しているものである。まず、表彰の種別であるが、例年と同様の3つの表彰であるが、今年度、表彰の規程を改正し、対象学年と推薦人数について一部変更をしている。変更としては、大きく2点あり、1点目が、歯・口の健康優良努力児童の対象学年である。これまでは第5学年としていたが、複数の学校から健康優良努力児童の表彰と合わせて第6学年を表彰対象としたいという声が寄せられたため、原則第6学年とし、学校の裁量において、これまでとおり第5学年での実施も可としている。変更点の2点目が、各表彰における推薦者数である。昨年度までは、学校からの推薦者数の上限を各学校2名としていたが、学校規模を考慮し、「各学校2名×クラス数」を上限とする変更を行った。今年度の表彰者については、健康優良努力児童が50名、歯・口の健康優良努力児童が23名、健康優良努力生徒が44名で、計117名である。各学校からの推薦理由の一部を参考に記載している。最後に、表彰式については、今年度も12月以降に各学校にて実施する。

—◇質疑応答 -----
(大日方委員)

○推薦方法を変更し、非常に良い推薦内容が出たという印象を受けた。虫歯がないという事実だけでなく、ほかの子供への健康啓発などが評価されており、趣旨に合っているのではないかと感じた。この形で続けていただくと良い。

—◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告 3

学校事故報告について

—◇説明要旨 —

(※別紙資料3に基づき教育指導課長が説明)

○令和7年4月から9月までの学校事故について報告する。4月から9月の全体の事故発生件数は、44件であった。令和6年度と比較して、1件の増加となっている。校種別では、幼稚園は1件で前年度比マイナス2件、小学校は36件で前年度比プラス11件、中学校は7件で前年度比マイナス8件となっている。事故の種類別では、交通事故が8件発生した。昨年度と比較して5件の増となっている。内訳は、小学生が6件、中学生が2件である。それぞれの事故の発生状況について、主な発生状況として、小学生の事故では歩行中の飛び出しや交差点を横断中に自動車と接触した事故、中学生は自転車走行中の事故となっている。交通事故でのけがの状況では、鎖骨骨折が1件、その他は打撲、擦り傷、切り傷であった。その他、アレルギー事故が1件発生している。状況は、小学校6年生が、日光移動教室の宿舎で朝食にコーン団子とコーンスープを喫食した際にアレルギー症状を起こしたものである。次に安全指導と再発防止に向けた取組についてである。毎月、校園長会と生活指導担当者会において、区内の事故発生状況を共有し、交通安全指導及び生活安全指導、アレルギー対応の徹底について周知を行っている。各幼稚園や学校において指導する際には、教育委員会で配布している交通安全教育用図書や東京都の動画教材等を活用することや、警察と連携した交通安全指導を行うよう助言している。その他、中学校では、スケアードストレイトを実施し、スタントマンによる事故の再現を通して、交通ルールを順守することやヘルメット着用の大切さを学ぶ機会を設定している。また、生活指導担当者会に警察署の職員の方にお越しいただき、教員向けに、交通事故の現状や交通安全指導のポイント、児童・生徒及び保護者への啓発の重要性について御指導をいただいた。引き続き、警察や家庭と連携して、子供たち自身が、危険を予測し、事故から身を守る力を身に付けられるよう、支援や指導の充実を図っていく。

—◇質疑応答 —

(松本委員)

○アレルギー事故の児童について、その後の経過は。

(教育指導課長)

○宿泊授業の最終日だったため、症状が落ち着いた後、保護者の方にお迎えに来ていただいた。その後の健康状況には問題なかったと報告を受けている。アレルギー項目にコーンが入っていなかったが、今後の給食について注意するよう保護者の方と連携を図っていく。

(加藤委員)

○交通事故が増加していることが気になる。ヘルメットの未着用など、子供だけでなく地域で確認していく必要があるのではないかと。青山キャンパスでは自転車通学もあるのでより注意が必要である。

(教育指導課長)

○青山キャンパスでは、ヘルメット着用を条件に自転車通学を許可している。放課後の時間については、保護者会などあらゆる機会を通して、保護者の理解や協力を得ていく。また、年2回の交通安全指導を通して、地域ぐるみで安全な環境づくりに取り組んでいく。

(大日方委員)

○交通事故について、学校は児童生徒の状況把握以外に、相手方の被害状況も把握しているのか。

(教育指導課長)

○帰宅後の事故のため、保護者に御対応いただき、翌日学校へ連絡をいただいた。相手のけがの状況は特に報告をいただいていない。

(大日方委員)

○被害者だけでなく加害者になる可能性があるという視点を、子供と保護者の方に持ってもらうことが大切である。

(田丸委員)

○けが予防や事故予防で子供たちの体力を把握していることは大事である。バランスを崩してけがをする等あるとして、体力測定の日や、体育の授業などを活用することで体の使い方などの指導ができると思う。

---◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 児童・生徒等表彰について

---◇説明要旨 -----

(教育政策課長)

○令和7年度渋谷区教育委員会 児童・生徒等表彰の概要について説明する。

本年度も、児童・生徒等の優れた能力や努力を称えることにより、自信と誇り、また、学校生活への活力と未来に対する希望を育むため、表彰を実施する。今年度、以前よりいただいてきました御意見等を踏まえ、今までの大会等による成果に対する表彰のほか、新たに学校生活の中で頑張る姿勢にスポットを当てた表彰を追加している。まず、対象についてである。大会部門については、区立幼稚園・小中学校に在籍する児童・生徒等及び私立幼稚園・小中学校等に通う区内在住の児童・生徒等のうち、全国規模の部活動、クラブ活動等の大会やコンクール等に出場・出品するなどの成果をあげた者を表彰する。次に、みらい力部門については、区立小中学校に在籍する児童・生徒のうち、学校生活の中で、教育大綱の7つの力のうち、共感、協働、探究、自律、挑戦、創造に関して、結果だけではなく、プロセスにおいて特に頑張る姿勢が見られた者を表彰する。次に、選考方法について、大会部門は、令和6年度までと同様に、区立に関しては、学校長等からの候補者の推薦に基づき、私立等に関しては、児童・生徒本人又は保護者からの推薦書に基づき、それぞれ調査を行った上で、受賞者を決定する。次に、みらい力部門については、区立小中学校長からの推薦に基づき、受賞者を決定する。推薦者数については、各校原則1名とする。ただし、協働学習などの取組により複数の児童生徒が該当するケースもあり得ることから、学校長の判断により複数名の推薦も可とする。今後のスケジュールについて、大会部門の区立学校の前期分の推薦について、早めに学校へ周知する必要があることから、本日の御報告に先立ち周知している。大会部門の私立学校分・大会部門の区立学後期分・みらい力部門の募集及び推薦については、12月1日号の区ニュース及びホームページに掲載して周知を図る。被表彰者の決定については、2月の教育委員会に議案として提出させていただきたい。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○みらい力部門において、7つの力のうち「基礎」を除外した理由をどう説明するか。

(教育政策課長)

○「基礎」は「全ての学びの土台となる、各教科の基礎的な力」のことである。みらい力部門では、結果だけでなくプロセスを評価することを目的としているため、結果につながる「基礎」以外の6つの要素を選んだ。

(教育長)

○「みらい力」という部門名はいかがか。

(大日方委員)

○「みらい力」だと、カタカナの「力」と漢字の「力」で混同してしまう印象がある。

(平岩委員)

○探究シブヤ未来科と揃えて、漢字の「未来」にしてはどうか。また、この部門において、各校原則1名にした理由はなにか。

(教育長)

○部門名は、漢字を採用し、また、「7つの力(ちから)」の読み方に合わせ、「未来の力(ちから)」が良いのではないか。また、様々な子供たちの頑張りを評価したい思いもあるが、表彰については原則1名とし、特別感があるものにできればと思う。

(加藤委員)

○対象者の説明において、受賞した子供達により自信をつけてもらえるように、華やかさを出した文章にしてはどうか。

(教育政策課長)

○今回の資料における表記は、表彰の実施要項である。今度周知する際にはいただいた御意見を検討してまいりたい。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊藤 林太郎

委員 平岩 国泰